



～ 令和 7 年度の給食費について【小学校】～

加古川市教育委員会

1. 納付金額及び支払日について

令和 7 年度の学校給食において、保護者のみなさんにご負担いただく給食費は次のとおりです。
学校給食の年間実施回数を 185 回としています。実際の実施回数により年額を計算し、3 月分で精算します。給食費は届出のあった口座より、「口座振替日」に引き落とします。ただし、登録口座がない場合は、納付書により納付いただきます。

年 額 (185 回分)	月 額		口座振替日(納期限)
	4 月分～2 月分	3 月分(精算月)	
47,730 円	4,300 円	4,730 円 (予定)	翌月末日 ただし、11 月分は 12 月 25 日 (土日、祝日の場合は翌営業日)

なお、食材料は、学校給食を提供する約 1 か月前から事業者へ発注しているため、急な欠席等で学校給食を食べることができない場合もお支払いいただきます。

長期欠席等で学校給食の停止を希望される場合は、裏面をご覧ください。

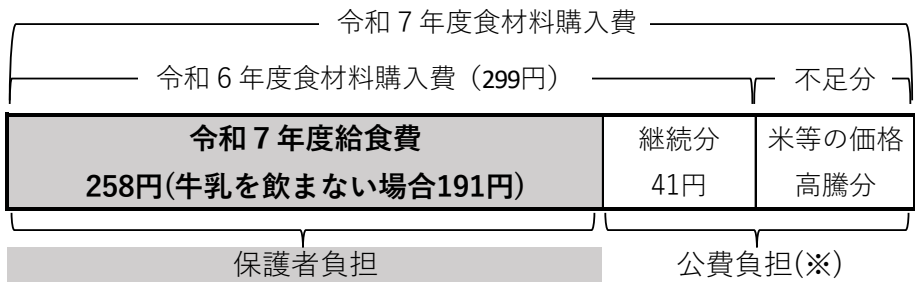
●食物アレルギー等により、牛乳を飲まない、又は牛乳のみの学校給食の場合における納付額(※)

適 用	月額(4月分～2月分)	3月分(精算額)	年額
牛乳を飲まない場合	3,200 円	3,335 円	35,335 円
牛乳のみの場合	1,100 円	1,395 円	12,395 円

(※)牛乳を飲まない、及び牛乳のみの給食費の適用は、食物アレルギー等の疾患がある場合に、学校給食の停止申請を行い、停止決定された方に限ります。(停止申請については裏面のとおりで)

2. 給食費の単価について

学校給食に使用する食材や調味料等は物価高騰の影響を引き続き受けており、また、令和 6 年度からは米等の価格高騰の影響も受けているため、学校給食を作るための食材料購入費は増加し続けています。給食費については保護者の経済的負担軽減の観点から、不足する食材料購入費を市が負担することにより保護者が負担する給食費が増えないようにしていますが、令和 7 年度についてもこれを継続することにより、給食費を据え置きます。今後も安心・安全で、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を提供するため、より一層努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。



(※)物価高騰により不足する分を市が負担しています。

(裏面に続く)

3. 給食費専用口座の登録方法(新規・変更)

給食費をお支払いいただくための口座を、①Web 口座振替受付サービス ②口座振替依頼書のいずれかの方法でご登録ください。②は内容をご記入の上、ポストにご投函ください。

※登録いただいた口座は、年度末の精算等により返金が生じた場合の還付口座としても使用します。

※一度登録いただくと市内小中・義務教育学校での進級・進学・転校の際も手続きは必要ありません。

Web口座振替受付サービス申込方法

1.加古川市Web口座振替申込ページへアクセス



検索 加古川市Web口座



/加古川市HPへ

2.氏名、口座情報等
必要事項を入力

口座名義人
住所
生年月日

3.納期限日に指定の
口座から振替



※暗証番号等による個人認証が必要です

口座振替依頼書が必要な場合は
下記の問合せ先までご連絡くだ
さい。

口座振替取扱金融機関（下線はWeb口座振替対応金融機関）

【銀 行】三井住友、みなと、りそな、但馬、山陰合同、中国
百十四、ゆうちょ

【信用金庫】但陽、姫路、播州、兵庫、日新、西兵庫

【信用組合】大阪協栄(加古川支店)、近畿産業、淡陽(加古川支店)
兵庫県(加古川支店・稲美支店)、兵庫ひまわり(加古川支店)

【農 協】兵庫南、加古川市南

【労働金庫】近畿

4. 特別な場合の給食費の取扱いについて

(1) 学校給食の停止

次の要件にあてはまる場合は、「学校給食停止申請書」を学校に提出することで学校給食を停止できます。
停止期間が短期の場合は精算額（3月）から減額し、長期の場合は月額徴収を停止します。

申 請 要 件	
1	食物アレルギー等の疾患があり、医師の診断書及び学校の許可を得た場合
2	入院や不登校などを理由とし、5日以上連続して学校給食を受けることができない場合（理由を証する書類の提出を求める場合があります）

●留意事項

- 既に食材料の発注を行った分についてはご負担いただきます。食材料の発注を止めることができた期間が停止期間となります。
- 要件を満たしている場合でも、自動的に減額はされませんので必ず申請を行ってください。
- 学校給食を再開する場合は、「学校給食再開届」を学校に提出してください。

(2) 学校給食の中止等

学級閉鎖などで学校が休業となる場合や、天災などのやむを得ない理由により、学校給食の一部又は全部を提供できなかった場合については、食材料の発注を止めることができた期間のみ給食費を減額します。

5. その他

(1) 支援制度

経済的な理由によって就学が困難な場合、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。
就学援助制度については、5月下旬頃に学校から案内がありますので、希望される場合はご確認ください。

(2) ホームページ

給食費に関する詳細は、加古川市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

ホームページはこちらから



問合せ先

加古川市教育委員会 学務課 給食管理係
電話：079-427-9590（直通）